

新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程（平成二十五年厚生労働省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年三月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の百八十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程の一部を改正する件(令和五年厚生労働省告示第七十五号)の適用の際現に第二条第一項の規定による登録を受けている事業者であつて、令和五年三月三十日に同条第二項の有効期間が満了するもの(当該満了の後引き続き同条第三項の業務を行う事業者として同項の規定による登録の更新を受けるため第三条第一項の規定による登録申請書の提出を行った事業者を除く。)に対する第二条第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは「六年」とする。</p>	<p>(登録申請書の提出等) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による登録申請書の提出は、登録の更新を受けようとする事業者にあつては、登録の有効期間満了の日の九十日前から三十日前までの間に行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p>